

ニュー外貨定期預金

(2022年4月1日現在)

商品名		ニュー外貨定期預金
販売対象		・法人、個人(18歳以上)のお客さま
期間		<p>定型方式 : 1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年 満期日指定方式: 1ヵ月超1年未満の期間で満期日をご指定いただけます。</p> <p>※定型方式の場合は、自動継続方式(元利金継続/元金継続)または普通定期方式を選択いただけます。</p> <p>・元利金継続: 利息を元金に加えて前回と同一の期間の外貨定期預金を自動的に継続作成します。</p> <p>・元金継続 : 前回と同一の元金・期間の外貨定期預金を自動的に継続作成します。また、利息はあらかじめ指定された同じ通貨のご本人名義の外貨普通預金口座に入金します。</p> <p>・普通定期 : 元利金を満期日以後に一括して支払います。</p>
預入(受入)	預入(受入)方法	・一括預入
	預入通貨	・米ドル、ユーロ、オーストラリアドル、英ポンド
	預入金額	<p>・米ドルの場合、1,000米ドル以上100,000米ドル未満</p> <p>・ユーロの場合、1,000ユーロ以上100,000ユーロ未満</p> <p>・オーストラリアドルの場合、1,000オーストラリアドル以上100,000オーストラリアドル未満</p> <p>・英ポンドの場合、500英ポンド以上50,000英ポンド未満</p>
	預入単位	・1補助通貨単位
払戻(支払)方法		・満期日以後に一括して支払います。
利息	適用金利	<p>・固定金利(預入日の店頭表示利率を満期日まで適用します。)</p> <p>・預入金額に応じた3段階の適用金利になります。</p> <p>・米ドルの場合</p> <p>① 1,000米ドル以上10,000米ドル未満</p> <p>② 10,000米ドル以上50,000米ドル未満</p> <p>③ 50,000米ドル以上100,000米ドル未満</p> <p>・ユーロの場合</p> <p>① 1,000ユーロ以上10,000ユーロ未満</p> <p>② 10,000ユーロ以上50,000ユーロ未満</p> <p>③ 50,000ユーロ以上100,000ユーロ未満</p> <p>・オーストラリアドルの場合</p> <p>① 1,000オーストラリアドル以上10,000オーストラリアドル未満</p> <p>② 10,000オーストラリアドル以上50,000オーストラリアドル未満</p> <p>③ 50,000オーストラリアドル以上100,000オーストラリアドル未満</p> <p>・英ポンドの場合</p> <p>① 500英ポンド以上5,000英ポンド未満</p> <p>② 5,000英ポンド以上25,000英ポンド未満</p> <p>③ 25,000英ポンド以上50,000英ポンド未満</p> <p>※金融情勢等の都合により金額段階ごとの金利に差がつかない場合があります。</p> <p>・自動継続方式の場合、自動継続後の金利は、継続日における預入金額・期間に応じた当金庫所定の店頭表示利率を適用いたします。また、事前に自動継続を停止する場合、満期日以降の金利は解約日または書替継続日における当該通貨の外貨普通預金利率を適用します。</p> <p>・普通定期方式の場合、満期日以降の金利は解約日または書替継続日における当該通貨の外貨普通預金利率を適用します。</p>
	利払方法	<p>・満期日以後に一括して支払います。</p> <p>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における当該通貨の外貨普通預金利率により計算します。</p>
計算方法		・付利単位を1補助通貨単位として、1年を365日とする日割計算。

税金	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の利息には、20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。（なお、マル優は利用できません。） ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ・法人は総合課税となります。 ・為替差益への課税は次の通りとなります。 （法人）総合課税 （個人）為替差益は雑所得となり、確定申告による総合課税の対象となります。ただし、年収2,000万円以下の給与所得者の方で為替差益を含めた給与所得以外の所得が年間20万円以下の場合は申告不要です。為替差損は、他の黒字の雑所得から控除できます。他の所得区分との損益通算はできません。 くわしくはお客様ご自身で公認会計士・税理士にご相談ください。
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・円を外貨に交換する際（預入時）および外貨を円に交換する際（解約時）は手数料（1米ドルあたり片道1円・往復2円、1ユーロあたり片道1円40銭・往復2円80銭、1オーストラリアドルあたり片道1円80銭・往復3円60銭、1英ポンドあたり片道3円80銭・往復7円60銭）がかかります。お預入れおよびご解約の際は、手数料分を含んだ為替相場である当金庫所定のTTSレート（円貨から外貨に交換するときの適用レート）、TTBレート（外貨から円貨に交換するときの適用レート）をそれぞれ適用します。 ・従って、為替相場の変動がない場合でも、往復の為替手数料（1米ドルあたり2円、1ユーロあたり2円80銭、1オーストラリアドルあたり3円60銭、1英ポンドあたり7円60銭）がかかるため、お受け取りの外貨の円換算額が当初外貨定期預金作成時の払い込み円貨額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。 ※解約時の為替手数料につきましては、解約日現在の為替手数料が適用されますので、上記為替手数料が変更になる場合もあります。
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、解約日の当該通貨の外貨普通預金利率により計算した利息とともに支払います。
金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・金利については窓口までお問い合わせください。
苦情処理措置 紛争解決措置	<p>苦情処理措置</p> <p>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話075-211-2111）にお申出ください。</p> <p>紛争解決措置</p> <p>紛争解決においては、上記お客様相談室、また全国しんきん相談所（9時～17時、電話03-3517-5825）をはじめとする他の機関でも受け付けています。お申出により京都弁護士会紛争解決センター（電話075-231-2378）等で紛争の解決を図ることもできます。また、各弁護士会紛争解決センター等に直接申立ていただくことも可能です。</p> <p>なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の各弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、当該地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。 ホームページでも公表しています。詳細については窓口までお問い合わせください。</p>
その他参考となるべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・この預金に通帳・証書はありません。「外貨定期預金お取引明細書」を郵送するステートメント式の預金となります。「外貨定期預金お取引明細書」は、お取引をいただいた翌月初に郵送されます。 ・お取引の計算書として外貨預金計算書（STATEMENT）および契約締結時交付書面をお客様あてに郵送します。 ・この預金の預入・払戻は原則としてお客様ご本人名義の預金口座を通してのお取扱いとなります。 ・外貨現金による預入・払出はお取扱いできません。 ・為替予約はご利用いただけません。 ・為替相場の急激な変動により取扱を中断する場合があります。 ・お取扱時間は平日午前10時から午後3時までです。 ・預金保険制度の対象外です。